

平成 27 年度第 2 回川崎市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1 開催日時 平成 27 年 10 月 29 日（木）午前 11 時 00 分から午後 12 時 15 分まで

2 開催場所 川崎市中央卸売市場北部市場 2F 大会議室

3 出席者

（委員）高柳長直 会長（東京農業大学教授）、中川雄二 副会長（東京海洋大学大学院教授）、堀切正夫（川崎北部青果仲卸協同組合理事長）、伊藤則行（横浜魚類株式会社取締役川崎北部支社長）、原 修一（セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長）、梶ヶ谷雪香（川崎市消費者の会副会長）、持田和夫（川崎市全町内会連合会副会長）、鈴木直久（川崎商工会議所副会頭）

（幹事）伊藤和良（経済労働局長）、吉田利一（経済労働局理事・中央卸売市場北部市場長）

（書記）伊東大介（中央卸売市場北部市場管理課長）、福田克実（中央卸売市場北部市場業務課長）

4 議題

川崎市卸売市場経営プラン（案）について

公開有無 有

傍聴人 1 名

公開有無 有

【審議経過】

司会：経済労働局中央卸売市場管理課庶務係長 阿部

平成 27 年度第 2 回川崎市中央卸売市場開設運営協議会を開催いたします。

資料を確認させていただきます。この協議会は、公開を前提としておりまして、会議の傍聴ならびに議事録による公開を御了承いただきますよう、お願い申し上げます。また、議事録作成のため、会議内容の録音につきましても併せて御了承願います。遵守事項がございます。ご一読しご確認の上での傍聴をお願いします。

それでは、経済労働局長の伊藤より御挨拶を申し上げます。

伊藤幹事

日頃から本市の行政にご協力いただきまして、この場を借りて、厚く御礼申し上げます。

す。本日は卸売市場経営プランについての御説明をさせていただきたいと存じます。2市場にわたる北部・南部市場にどういった役割を持っているのかという事や、また今の厳しい状況の中で青果・水産・花卉に関して、どの様な方向性を持てるのか、市民に対して安心安全な食材を提供するという市場の役割をどのように考えたら良いか等、プラン（案）としてまとめさせていただきましたので、忌憚なくご意見をいただきまして、より良いプランとしたいと思っております。これからの川崎市の総合計画と歩調を合わせて、このプランに基づき新しい方向性を打ち出していければと思っておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。ご審議をよろしくお願ひいたします。本日は有難うございます。

司会

川崎市中心卸売市場開設運営協議会の高柳会長より御挨拶を申し上げます。

高柳会長

先般の TPP の大筋合意がされましたが、さまざまな場面で社会にこれから影響が出て来るかと思っております。卸売市場にも色々な形で、今後影響が出て来るという様に予想されると思っております。1つは、輸入品の増加です。青果にしても水産にしてもおそらく増えて来るという状況の中で、どの様に対応するかという事が求められるのかと思っております。より早く品揃えを充実させていくという事が、一つの重要な観点かと思っております。そしてもう1つは、アメリカが、世界のルールを作るんだという事で、意気込んでおりますけれども、そうした中で特に安心安全性の問題に関して、影響が出て来る可能性が高いかなと思っております。この TPP のルールの下で、この安全安心という事が、もしかしたら基準がアメリカ基準という形で引き下げという様な形になる可能性がある。そうした中で、この食の安全安心というのをどうやって訴えていくかという事が、今後求められることと思っております。そうした状況の中で、今日は北部市場の経営プランという事で、今後の方向性を議論していきますので、どうぞ充実した議論になります様、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

司会

次に、新しい委員の方々のご紹介及び事務局の紹介をいたします。名簿順でご紹介申し上げます。伊藤則行委員でございます。

伊藤委員

横浜魚類の伊藤でございます。

司会

持田和夫委員でございます。

持田委員

川崎市全町連副会長を務めております持田と申します。よろしくお願いいたします。

司会

次に今回が初めて会議に出席される委員の方がおられますので、本会議を担当いたします幹事及び書記をご紹介します。

(幹事及び書記の紹介)

この後の議事につきましては、川崎市中心卸売市場業務条例施行規則第 101 条の規定に基づき、会長が議長となることになっておりますので、高柳会長の議長でお願いしたいと存じます。

なお、委員の皆様の総数 11 名中、本日は 8 名のご出席をいただいておりますので、規則第 102 条第 1 項の定足数を充たしておりますので、本協議会は成立致します。

それでは、高柳会長お願い致します。

高柳会長

それでは、平成 27 年度第 2 回川崎市中心卸売市場開設運営協議会の議事を進めてまいります。

本日の議題は 1 項目でございます。「川崎市卸売市場経営プラン（案）について」を事務局から説明をお願いいたします。

伊東書記

本年 4 月 30 日に開催いたしました、平成 27 年度第 1 回開設運営協議会において、当協議会の部会として位置付けさせていただきました、「川崎市卸売市場経営プラン策定協議会」が、先日、10 月 27 日に開催され、経営プランの案が固まりましたので、策定協議会の事務局としての立場から、開設運営協議会メンバーの皆さまに御報告いたします。

資料に沿った御説明に先立ちまして、これまでの策定経過を簡単に振り返ります。本プランの策定作業は平成 25 年度から始まっております、平成 25 年度は市役所内の関係部局による「骨子作り」ということで、策定趣旨にはじまり基本方向に至るプランの骨格を検討いたしました。

平成 26 年度には、元東京農大教授で国の「卸売市場流通の再構築に関する検討会」座長の藤島先生を会長に迎え、各部門の卸・仲卸をはじめとした場内関係者等をメンバーとした「川崎市卸売市場経営プラン策定協議会」を設置して策定作業を開始しました。

平成 26 年度当初は、年度内に「基本方針」を策定し、平成 27 年度に基本方針に基

づく「実行計画」を策定するというスケジュールで進めておりましたが、平成 26 年 9 月に南部市場の青果卸売業者が撤退を表明したことなどを受け、10 月 15 日に開催した庁内会議において、策定スケジュールの見直しが必要との結論に達しました。

その後、基本方針と実行計画を一体にしたプランを平成 26、27 年度の 2 か年かけて策定することとスケジュール変更し、パブリックコメント等の手続きを平成 27 年度に実施することとしました。

平成 27 年度には、5 月と 8 月に策定協議会を開催し策定作業を進め、10 月 27 日開催の第 5 回策定協議会において、案を固めたものでございます。

以上、ざっとこれまでの経過を確認したところで、資料の御説明をさせていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

川崎市卸売市場経営プラン（案）本編の目次を御覧ください。本編の構成は目次にあるように、参考資料を除くと 6 章構成となっております。

I 策定の趣旨、II 卸売市場の公共性と社会的役割・機能、III 卸売市場を取り巻く環境の変化、IV 川崎市卸売市場の現状と課題、V 川崎市卸売市場の基本方向 VI 今後の推進にあたってです。

この本編の中身については、時間の関係で後程ご確認いただくことにして、各章の概要は A3 横版の「参考資料 2」「川崎市卸売市場経営プラン（案）概要版」で説明いたします。

それでは、川崎市卸売市場経営プラン（案）概要版 [参考資料 2-1] をご覧ください。

こちらの資料は先ほど御確認いただいたプラン本編のエッセンスを示したものでございます。

4 月に開催した本年度第 1 回の当協議会においても同様の資料をお出ししておりますので、重複する部分もございますが、ひととおり御説明させていただきます。

まず、左上「I 策定の趣旨」です。

本市公設卸売市場といたしましては北部市場と南部市場の 2 市場がございますが、1 行目中ほどにあるように、このプランは将来的に市場機能を維持し持続させるための方針及び方向性として策定するもので、特徴としては、2 行目にごございますように、開設者である行政と市場関係者が一体となって策定するプランであり、この 2 市場により、生鮮食料品の安定供給という市場の機能を如何に持続させていくかという視点で、10 年後に向けた方向性を定めるものです。

次に、右上「II 卸売市場の公共性」です。

この章では、卸売市場が高い公共性を持つ社会インフラであることを説明しています。

1 つ目として「生鮮食料品等を円滑かつ安定的に供給するための基幹的な施設」ですが生鮮食料品の市場経由率の低下が言われておりますが、依然として青果物の 6 割、水

産物の5割は市場を経由しており、国産野菜については9割が市場流通と言われるなど、卸売市場は現在も重要な生鮮食料品の流通拠点となっています。

2つ目は「多種・大量の物品の効率的・継続的な集荷と分荷を通じ、生産者と消費者とを結ぶ」です。

3つ目は、「公正で透明性の高い価格形成機能」とありますが、本編をご覧くださいますと、これ以外にも「需給調整機能」「迅速な代金決済」などの説明がございます。この章で整理した卸売市場の社会的役割や機能については、プラン策定過程で実施したアンケートなどから、産地や実需者などに必ずしも十分な理解を得られていないことが明らかになりましたので、改めて、私たち市場関係者が十分な理解を深め、市民も含めた、市場の外にアピールしていく必要があると考えております。

左2段目「卸売市場を取り巻く環境の変化」ですが、こちらにございますように、人口減少や高齢化にともなう、いわゆる日本人の胃袋の縮小が進んでいること、こちらにはございませんが、国内農業者の高齢化や農家数の減少など、一次産業の衰退も、輸入の増大等の市場外流通拡大の原因となるような環境変化が考えられます。

左下段「IV 川崎市卸売市場の現状と課題」ですが、これまでご説明してきた我が国の卸売市場の一般的な特徴を踏まえ、本市卸売市場の現状や課題を整理しています。こちらの整理にあたっては、本市卸売市場の取扱高の推移などの数値的なものや、2014年に実施した「市場を中心とした川上・川下へのアンケート調査」や、場内外の事業者などへのヒアリング調査などにより、実態の把握や整理を行っています。

課題や強みの項目から導き出されることとして、北部市場は首都圏の西部・内陸部に立地し、東名インターに近いという優位性、南部市場は本市中心市街地に立地していること、などを活かした展開を図ることが求められています。

資料の中央から右「V 川崎市卸売市場の基本方向」ですが、今までの流れから、北部市場は「消費地に立地した広域的市場」、南部市場は「地域密着型のコンパクト市場」という将来ビジョンとし、イメージ図にあるように、南北2市場により、市民への安全安心な生鮮食料品の安定供給を続けていきたいと考えています。<施策の方向性と基本目標>にあるように、3つの方向性として、1つ目として「卸売市場の基本機能の強化」、2つ目として「社会的機能の発揮」、3つ目として「持続可能な経営の確保」と定め、その方向性に向けて6つの基本目標を掲げています。

資料右下「VI今後の推進にあたって」でございますが、この項目は、4月にお示しした資料にはなかった項目でございます。このプランでまとめた取組みをどのように推進して行くかということを示しております。1つ目の「・」ですが、市場経営プラン策定協議会は川崎市中央卸売市場業務条例に基づく開設運営協議会の部会という位置付けになっておりますので、プランに記載された取組みなどの進捗管理は、皆さまがた開設運営協議会にお願いしたいと思います。具体的には、私ども事務局において、毎年度の進捗報告を皆さま「開設運営協議会」にさせていただくことを想定しております。また、南部市場に関する取組に関しては、南部市場運営審議会に対しても情報提供していく予

定です。2つ目、3つ目の「・」については、次ページで御説明します。

ページを1枚おめくり下さい。資料2ページ目でございます。川崎市卸売市場経営プラン（案）概要版〔資料2-2〕です。

資料左側は、先ほど御説明した本市卸売市場の将来ビジョンと、そこに向けた3つの方向性、6つの基本目標をツリー状に整理したものです。4月の開設運営協議会でも御説明したように、ここまでの整理は平成26年度中に終了したものでございます。資料を見開くと横になるが、見開いていただいて資料2ページの右側に基本施策と資料3ページの基本施策がつながっていく横長のイメージです。

資料2ページ右側の基本施策の欄と、資料3ページの取組み内容の欄が、今年度のプラン策定協議会で協議・検討してきた成果でございます。

スモールaからtまで20項目ありますが、これらの項目は、今年3月に出された農林水産省報告「卸売市場流通の再構築に関する検討会」報告書の第IV章「卸売市場流通の再構築に向けた取組みの方向性について」を参考にして30近い項目をあげた上で、市場内の各部門ごと、あるいは卸・仲卸別などの意見交換を行い絞り込んだものです。

また、スモールbやdなどの太枠色付きセルの項目は特に重点的に取り組んでいく必要があると認識しているものです。

資料3ページを中心にご覧ください。例えば基本施策「b市場全体の機能配置や車両動線の見直しによる場内物流体制の強化」には、具体的な取組みとして「駐車場の利用ルールの見直し」ほか全部で3項目がぶら下がっています。この基本施策bを例にして、推進体制等の御説明をします。

例えば、「駐車場の利用ルールの見直し」の取組主体には開設者に二重丸、北部市場の各部事業者に丸が付いています。

買出し人用駐車場の混雑や、従業員の通勤車両の置き場所の問題など、北部市場全事業者に関わる問題ですので、全員に丸が付いているわけですが、これでは実際にどのように推進するのかをイメージしにくいと思います。補足して御説明します。

利用ルールの見直しの横のカッコ書きの中に「時間制や立体駐車場導入の検討」とありますが、あくまで例えばですが、関連売場棟のすぐ前の駐車場を対象に、買出し人駐車場に従業員が駐車するのを防ぐ目的で時間制の実証実験をするという取り組みを行うとした場合には、当該駐車場に隣接し、最も影響の大きい関連事業者組合を中心として、開設者とともにプロジェクトを作って実証実験を行うなど、個別の内容ごとに臨機応変に推進体制を整え、進めていきたいと考えています。

また、基本施策「b市場全体の機能配置や車両動線の見直しによる場内物流体制の強化」の具体的な取組みの2項目目「2号棟冷蔵庫や周辺施設等の移転による場内の車両動線の円滑化」の場合、開設者に二重丸の付いた大規模なハード整備になりますが、先ず開設者サイドの取組みとして、川崎市という行政組織のルールに従い整備予算を計上するためにも、そのほかのハード整備案と一体となった基本計画や基本設計を経て、個別の、例えば冷蔵庫棟の整備実施設計へと進む必要があります。

したがいまして、一方においては、冷蔵庫の主な利用者と想定される水産卸や水産仲卸、場合によっては川崎冷蔵株式会社なども含めた体制を組んで協議検討を進め、併せて青果や花卉などの参考意見も踏まえて必要な冷蔵庫のスペックやキャパシティを整理し、他方ではその検討に基づき基本設計を行い施設使用料の概算を行うなど、輻輳した進め方になります。

場内事業者が中心の取組みの例としては、例えば、基本施策「h」があげられますがここにある「目揃え会」などは、例えば卸さんが中心となって、仲卸さんなどをリードし実施するものに、開設者としては業務課が中心となってサポートするようなイメージになろうかと思えます。

以上のように取組み内容ごとに、最も合理的な推進体制をとりながら取組みを進めその進捗状況を、毎年開催される開設運営協議会に対して事務局から御報告するという流れで、プランの推進を図りたいと考えております。

さらに資料を1枚おめくり下さい。4ページ目になります。

それぞれの取組項目の取組み期間についてですが、この矢印の標記については、一見して、平成28年度から平成32年度まで通して「検討」としている項目が多くなっております。このことについて、実は「プラン策定協議会」の中ではもう少し詳細なスケジュールを示した案を検討しておりましたが、事務局というか本市の都合によりこのような形になりました。

もう少し御説明させていただきますと、施設整備に関わるような取組み項目につきましては、場内事業者の御意見などを踏まえた優先順位などのイメージはございますものの、市場の業務を休むことなく整備を進めること、整備期間中の工事車両動線や資材搬入の取り回し等々を総合的に勘案する必要があることなどから、整備全体に係る手順等の基本計画をきちんと専門家に立案させる必要があります。

本市では、来年度にこの基本計画を行うべく予算調整中でございますので、現段階で、いつから設計・整備ということを明確に示すことが不適當であると判断し、このような修正をさせていただいたところでございます。

もう1ページおめくり下さい。5ページ目になります。

こちらの資料については、部門ごとに取扱数量が近隣他市場と比較してどうなっているのか、それを踏まえた商圈をどうとらえるのかといったところを、各部へのヒアリングなどを許に図に示したものでございます。前回の資料と変わっていませんが、例えば左上の北部市場青果部ですが、地図上に黄色く本市を表示していますが、その中にあります青い網掛けの円が北部市場青果部でございます。その右側海寄りの大きな円が大田市場でございます。北部市場の取扱高を1とした場合の比率で、円の大きさを表しております。右側の大きな円が大田市場です。大田市場の左下の円は横浜市場でございます。こうしてみますと、首都圏における市場は本市より東側・臨海部に位置していることから、北部市場青果部では、首都圏の西側へのアプローチを図っている所であり、赤い点線で示した楕円が、商圈として考えている範囲というイメージでございます。

資料をもう1枚おめくり下さい。6ページ目になります。

こちらは、今後のスケジュールについてでございます。

一番上の行の卸売市場経営プラン策定協議会についてでございますが、先日、10月27日に第5回目となりますプラン策定協議会を開催し、プランの最終案を御検討いただき、案としての確定をしていただいたところでございます。これをもちまして策定協議会としての任務は一旦終了したものでございます。

上から2行目ですが、本日の市場開設運営協議会におきましてプラン策定協議会がとりまとめたプランの案について、ただいま御報告させていただきましたので、この後、御協議いただきますようお願いいたします。

その下の3行目、川崎市の庁内での意思決定を何段階か経まして上から2行目、開設運営協議会へもう一度ご報告させていただいたうえで、下から2行目、川崎市議会に対する報告をいたします。そして、1番下の行、「パブリックコメント」でございますが、約1カ月程度の期間を設けてプランの案に対する市民意見を募ります。市民意見を整理し、プランの内容に大きな変更が必要ないと判断できれば、庁内意思決定、市議会に対する御報告を再度行った上で、上から2行目、3月に、もう一度、開設運営協議会を招集させていただきます。最終的に「川崎市卸売市場経営プラン」を策定させていただきます。すなわち案をとらせていただきたいと思っております。

以上は、順調に進んだ場合のスケジュールですが、ただいま御説明した過程において、大幅な修正意見等が提示された場合、再度、プラン策定協議会を開催し、プランの中身の補足・修正、あるいは最悪のケースでは再作成などということも、理論上は有り得るということ、蛇足ではございますが、付け加えさせていただきます。

最後に、本編の30ページをお開きいただきたいのですが、4月の開設運営協議会において御報告した、「北部市場水産物部の再編検討」の問題と、「南部市場青果卸売業者」の問題に触れさせていただきます。(1)卸売業者の経営状況を注視する必要性の中に、「南部市場青果部のあり方検討」と「北部市場水産物部の再編検討」に関する記述がございます。また、ローマ数字「IVの6課題の整理」、ローマ数字「Vの5市場別・部門別の差別化戦略」の中にも類似した記述がございます。

この2つの課題に関する、本日現在での状況でございますが、南部市場の青果卸売業につきましては、今年5月から7月までの間に新たな事業者の公募を実施しましたが、応募者がございませんでした。しかしながら、募集期間中の応募には至らなかったものの、進出意欲が高い事業者が存在したことなどもあり、現在、庁内において今後の方針を検討しているところでございます。

また、北部市場水産物部の再編につきましては、当開設運営協議会の部会として「再編等検討部会」を設置させていただきます。6月に第1回目の部会を開催したところでございます。しかしながら、年度当初には丁度今頃と言われていた、農林水産省の第10次卸売市場整備方針の公表が、年明けにずれ込む見込みが強くなっていること、新

たな再編基準についても推測が困難なこと、などから部会としても様子見を余儀なくされているところでございます。

以上のような流動的な状況ではございますが、北部市場水産物部につきましては、仮に中央卸売市場から地方卸売市場への再編という方向となりましても、新鮮・安全・安心な水産物を消費者の皆さまに安定的に供給して行くという、市場の役割が変わるものではないと考えております。

また、南部市場の運営につきましても、青果部の将来に関わらず、平成 26 年度から導入した指定管理者制度の検証を進めながら、より民間事業者の創意工夫が活かせるような環境整備に努め、地域に密着した市場として市民生活に貢献していくという方向性に変更はないと考えております。

したがいまして、流動的状況にあります 2 つの課題に関連するプランの記述につきましては、ギリギリのタイミングまで時点更新を加えてまいりたいと考えておりますが、プランそのものの方向性には大きな影響がないものと整理しております。以上で、私の説明を終わります。

高柳会長

はい。ありがとうございました。それではただいまのご説明に関しまして、委員の皆様方何かご質問あるいはご意見頂戴したいと思います。

原委員

説明のあった 30 ページの農林水産省の第 9 次卸売市場整備基本方針の再編基準 4 項目のうち 3 項目に該当していたこと。その中身を教えてくださいませんか。

福田書記

農林水産省第 9 次卸売市場整備基本方針再編基準 4 項目について御説明いたします。再編基準にあたっては、昨年 11 月に農林水産省より調査が行われました。

まず 1 項目は、開設基準区域内需要量と取扱数量の比較です。これは、農林水産省が 1 人あたりの年間需要量を定めており、開設区域内（北部市場では川崎市ですが）人口にこの 1 人あたりの年間需要量をかかけた数量に対して、取扱数量が下回った場合は、再編基準に該当するというものです。北部市場水産物部は、取扱数量が下回っているため該当しました。

2 項目は、過去 3 年間の取扱数量の平均と農林水産省が定めた基準との比較です。水産物にあつては、農林水産省が定めた基準は 35,000 トンであり、過去 3 年間の取扱数量の平均がこれを下回った場合は、再編基準に該当するというものです。北部市場水産物部の過去 3 年間の取扱数量の平均は 29,000 トンであり、35,000 トンを下回っているため該当しました。

3 項目は、過去 3 年間の取扱数量の減少率です。過去 3 年間の取扱数量の減少率が農林水

産省が定めた基準を上回った場合は、再編基準に該当するというものです。水産物については、農林水産省が定めた基準は15.7%であり、北部市場水産物部の減少率は、これを上回っているため、再編基準に該当しました。

4項目は、卸売市場特別会計の一般会計からの繰出金が3年連続して総務省が定める基準を超えていること。又は卸売会社の経営状況が3年連続して卸売市場法に該当している場合です。いずれも該当していないため、再編基準には該当しませんでした。

原委員

それで、それ以後色々と努力もされて、改善はあったのですか。

福田書記

この調査は、昨年11月に行われたもので、今年は減少率が多少下がっていますが、取扱数量の減少傾向が下げ止まり傾向になっているとは言えません。

原委員

第10次の公表が来年に延びたという事で、その中でどういう姿勢が示されるか、私はわかりませんが、検討部会でも前回の時に説明があって、このあたりで中間報告でもあるのかなと思ったら、第10次の公表が来年に延びたのでこちらの方も様子見だというのですが、それでよいのですか。逆に言うと、もっともっと積極的に部会を開いて、私たちにそういったものを提言していただいた方が良かったかと思いますが、どうなのでしょう。

福田書記

農林水産省第10次卸売市場整備基本方針の公表が来年に延びたことにより、再編基準が明らかになっていないため、再編基準に基づく検討経過などを報告することができませんでした。

伊東書記

例えば先程例にもあげましたけれども、冷蔵庫等が、今の消費者の安心安全意識の高まりだとかから考えますと、その温度管理とかをきちんとしていかなければならないという様な事がございます。そういった事につきましては、水産の方々にお集まりいただいて、これからどんなものがあれば、消費者の方々の安全安心をクリアしていけるのかとか、具体的な事につきましては、きちんと協議させていただいている状況でございます。

高柳委員

今の話は、重要な論点の一つかと思うのですけれども、その再編基準に仮に引っかかって来るといような形になると、経営プランには影響を与えるのかどうかということですが。

伊東書記

ちょっと説明の1番最後の所にも申し上げた様に、本当に仮の話になってしまいますが、水産物部の看板が「中央卸売市場」から「地方卸売市場」に水産物部に、仮に変わったとしても、市民の方々に安心安全なお魚を安定的に供給していくというその市場の使命なり機能なりは変わらないと思っております。そのためには、例えばこの市場が出来たのは33年前なのですが、33年前と同じ様に温度管理しない魚をお届けしていいかどうかという事ですので、それは再編云々に関係なく市場として魚を供給して行く以上必要なものという事で整理させていただいて、その市場の本格的な機能としては、魚も野菜もそれから花も相互的に供給して行くという方法で、大きな変更はないものと捉えております。

高柳会長

今の問題ですが、よろしいでしょうか。

原委員

どんな形になろうと、今伊東書記が言う通りに、それはよくわかると思います。消費者の方については安心安全だとかいう説明がありましたが、中央市場から地方市場になった時に、生産者が港からほんとに荷が届くのだろうかという事を懸念するものです。社会的に変化に応じていくとここに書いてありますけれども、その辺りがちょっと懸念される所で、色々と質問なり発言をさせていただいた所でございます。

伊東書記

補足というか蛇足になりますけれども、例えば温度管理の話をさせていただきますと、温度管理をきちっとするという事は、産地に対する訴求効果があると考えております。産地としても自分たちのものが消費者の手元に届くまでクオリティを維持させたいという事がございますので、そういった点でもきちっとしていかなければならないと考えている次第です。

中川副会長

消費者の話をするのもいいのですが、実際卸売市場と結びついているのは、仲卸業者と小売業者が結びついている。そうすると、消費者のニーズというのは小売を通じて把握しているのです。小売は何を求めているのかという所の論点をきちんと整理しないと、話が少しくずれてくると思います。今の説明だと、消費者のニーズと言うけれども、卸売市場で消費者のニーズをどれ程捕まえるかという事は、少し疑問です。実際直接繋がっていないから。卸売市場として消費者調査をやっているわけでもないし。あまりそのような事を軽々しく使わない方が良くと思います。むしろ、卸売なので、小売のニーズというのをいかに把握していくかだと思う。今の御質問と関連してしまうのですが、商圏の話が5ページに

ありますが、実態的にこの様になっているので、物流機能を強化しなければならないという話が当然出て来る。それは安心安全の問題にも関わってくるし、ここの施設のコールドチェーンをどう整備して行くのかという問題にも関わってくるわけです。なぜかという、商圈がこれだけ拡大するとリードタイムがそれだけ長くなります。それについては、先程の御説明の中では、あまり問題意識としてない様な感じがするのですけれども。例えば、この前私ケーキ屋でケーキを買ったのですけれど、家まで何分ですかと聞かれるわけです。30分とか1時間だということになった時に、30分であれば保冷剤1個。1時間であれば保冷剤を2個入れてくれるわけです。つまり、小売りは、顧客、消費者に対する配慮しているわけです。例えば仲卸が配送するに当たって、どの様なコールドチェーンの維持の仕方が必要なのか、あるいは、配達先に至るまでに何時間掛かるのかという事を具体的に検討項目として上がって来るはずですので、検討部会であがった事を含めて、本日の話が、余りにも具体性がないため、逆に北部市場の機能強化だとか。あるいは、南部市場の機能強化という話に結びついて行かないという所があります。だから、今後この開運協の中で議論なされる時に、そのあたりを具体的に検討すべきであると思う。戦略目標としてはこれで決まった事なので結構ですが、その戦略を実現して行くためのプロセス、戦術面というものをどうするのかということを考える必要がある。物流の問題とコールドチェーンの問題とはつながっていますので、その中でこれだけ商圈を拡大するという北部市場の戦略の中で、物流機能、特に仲卸の物流機能はどうして行くのでしょうか。卸会社はそれに対してどのように考えるのか、そのあたりを含めて今から真剣に議論して行かないといけないだろうと思います。さらに冷蔵庫の整備の問題も絡んでくる。冷蔵庫の機能をどうするのかという機能設計にも絡んで来る問題なので、その辺りは本日話に出たついでに、ちょっとご検討いただけませんか。

伊東書記

まず1つ目の消費者の手前があるのだろうという話ですが、例えばですが、この基本施策のスマールCにある「加工・調整や保管・配送機能といった付加機能の充実」という項目がありますが、こちらは小売店とかの需要の変化、バックヤードがない小売店に対応した市場のあり方について、きちんと考えていきたいと思っております。

後段で言われた、商圈の拡大に伴ってその荷の配送時間につきましては、先程の冷蔵庫の話の時に、利用者である水産物部の関係事業者とすでに打合せをはじめていると申し上げましたけれども、中川先生がご指摘されたことについても、きちんと意見調整して行く場として今後も活動して参ります。

中川副会長

計画の中で安心安全の話が特に強調されているので、商圈が広くてリードタイムが長くなればなるほど、そのリスクが高まるのだと思います。それに対して、卸市場はどの程度

まで責任を持って対応できるのか。その辺りの論点を明確にして、やれる事、やれない事は当然出てきます。場合によっては商圏がもっと狭くなることもある。今までは実態として、こんな遠くまで行かなくてはならないという話が出たが、やれる事がきちんとわかってくれば、もっと商圏は適正な範囲に収まると思います。その辺りも戦略的な見直しという問題にも関わってくる。すぐには言わないですが、その辺りは何回か検討していく中で、事務局として具体的に業者たちがどう考えているのかという事をきちんと整理してもらった方が、よいのではないのでしょうか。

伊東書記

ありがとうございます。

高柳会長

商圏の話で、市場のあり方の議論が出ておりますけれども、他の委員の皆様方、御意見ございますか。例えば、今のその商圏の拡大して行く様な観点から言えば、事業者の皆様と直接関わって来る問題だと思いますけれども、北部の青果あるいは水産は、かなり広いところを目指すということですが、堀切委員どうでしょうか。

堀切委員

私は昭和 57 年に開場以来、市場の組合の役員を本日まで継続してやっております。33 年間の歴史の中で極めてこの市場環境は変化して参りました。継続する事が極めて重要だという観点から、北部市場の青果部に置かれる大きな問題が数知れないほどあります。1 つには仲卸組合ですが、当初は 29 店舗ございまして、現在は半数近くの 16 店舗という事で、なぜそこまで減ったのかという事を我々は考えております。そういった中で当然荷受会社との交渉、会議の中で、非常に我々が日々の取引の中でジレンマとして感じる事は、卸の職員があまりにもサラリーマン的な考え方で、そのプロとしての取引の認識が欠けているということです。北部市場に限らず全国北から南まで皆同じですが、そういった中で我々業界の縮小は始まってきて、卸の中でも仲卸に対する教育、指導というか、そんな力のある卸は、今はいないと思います。そういった中で、仲卸が独自に川下との熾烈な競争の中で色々勉強しても、現状においてもなかなか卸との共存共栄につながる交渉はできていないという事がございます。今も開設者の方で、色々機能強化といった中で、計画プランを立てておりますが、私の観点から見るとズレがあるかなと感じます。今、少し中川先生がおっしゃった様に、小売や仲卸が求めているものは何かといった所を、しっかり受け止めていただいて、その足元をきっちり強化していただくことが、この北部市場の将来に対する大きな継続の礎と認識しております。卸会社の人材の確保が 1 つの大きなターゲットになっていくのかなと。当然仲卸も同じ様な悩みを持っていると思います。人材の確保が出来れば、この市場も業界ももっと発展する可能性が出て来るのだけれども、そ

ういう人手の能力の欠如が非常に我々としてはジレンマに感じております。何れにしても、先生がおっしゃった様に TPP の問題も含めて、これから大きく変化していくという事です。何よりも再来年の 4 月から消費税が 10%。これに対して軽減税率がいつの段階で決まるのか。我々の取引はそれによって若干変わって来ると思います。出席した全国の会議においても、軽減税率をやってほしいという委員もおれば、逆に複雑な税率はやる必要はないという声もある。10%だけでよいではないかと意見する方もおりました。中央政界でも様々な意見があり、なかなかまとまらない状況です。これは難しい問題だと思います。また、私は、施設の利用の仕方に関して非常に疑問を感じている 1 人です。中央卸売市場としての位置付けの形があるわけで、きちんと整理しないと、後に問題が残ると事が吹き出るといった感じがしています。ただこれは、市場環境の変化も理解できますが、やはり中央卸売市場の川崎市の税金で建てたものです。ですからこれはきっちり意義を発揮していかなければならない。民間市場と違いますから、施設の利用の仕方も完全に含まれますが、少なくとも温度管理も含めて、これは非常に難しい問題ですし、開設者の人たちもかなり勉強されて、今回のプランに採用していただいています。我々は確かに助かっています。

我々の仲卸の取引のリスクというのはかなり大きいのです。やはりその辺も含めて改善して行かないと、仲卸は借入しなくても商売出来るのです。我々は少なくとも 4 日分 5 日分も保証金を組合員から取って、即日銀行から 1 円でも足りないと言落されないというシステムになっています。

卸が最近、昔は系統機関の荷物が多かったのですが、今は商系の荷物が増えてしまった。系統機関は J A の機関です。商系というのは産地仲買の人たちでシェアが最近増えて来ている。だから、どこの市場も値段が付いている物を買って、市場で受けているという様な荷物が増えて来ているために、概ねあまり安い状況ではなくなってきたという事ははっきりしています。

本来、値付け市場として、発揮しなければならない中央卸売市場が、値付けの機能がなくなったというのが、仲卸の弱体につながったという事に私は思っています。本来は市場で、我々が値段を付けて物を買取するという制度が、中央市場としてあるべき姿なのですが、今はそれが消えてしまった。ごく地場産の物は、移動競売でやっているせりだけであって、肝心な大事なものはみんな値段がついているのは、果たして中央卸売市場としてどうなのか、という懸念を私は持っています。

高柳会長

また何かあれば、あとで御意見があれば伺います。それでは水産の方、お願いします。

伊藤委員

先程ご指摘いただいた商圏の拡大に伴ってリードタイムが長くなることですが、現状は山梨まで荷物が行っている訳ですけれども、以前は冷蔵設備のないトラックで、ただ氷だ

にかけて行くという様な状態でした。最近はやはり保冷車を使いまして、冷蔵機がついています。その辺はだいぶ改善されています。ただ後は、商品によって管理する温度帯が違う商品もありますので。冷凍品を例えば一緒に積んでいいのかとか。でも、そこまで分けると配送コストが掛かってしまうので、その辺の取り組み方を考えて行かなければいけないかと思います。

高柳会長

ありがとうございます。他に何か御意見ございますか。先程、堀切委員から出て来た意見の中で、例えば市場の関係者の人材の育成をどうするのかとか、価格形成機能について、川崎市だけで考えられるものではありませんけれども、価格形成機能についてどう考えるか、その辺について御検討いただければと思いますけれども。

伊東書記

今の先生の問いへの答えになっているかわからないのですが、先程水産の方では温度管理のあり方等についてのご意見を伺って協議する場としての、卸、仲卸、それから開設者という集まりを立ち上げさせていただきましたという話をしました。近々青果の方でも、まずは場内の効率的な物流という視点でどのような形がいいかという意見の交換場を、青果に関わる卸、仲卸、開設者でそういった場を設けさせていただきたいと思っております。けれども、それをただ単なる話で終わらせるのではなくて、色々と青果部を取り巻く堀切委員の御指摘があったようなことについて、まずは、ざっくばらんにお話いただける場として活用していければと考えております。

高柳会長

こういう場を作っていくことは重要だと思います。他にございますか。確認ですが最後のページのスケジュールで12月にもう一度開くということですか。

伊東書記

12月に開設運営協議会を設定している事につきましては、この間にある事は、このスケジュールを見ていただくと庁内調整です。今日示した様なものを大幅に修正するという事はあまり想定していないのですが、あった場合には改めて議論していただかなければと思います。そうでない場合は、お忙しい皆様にご参集いただくかどうかは検討させていただいて、このスケジュールの下の2行の市議会、パブリックコメントというのは、いわば外に向けた発信になりますので、その手前で、これで発信をして行きたいという事については、例えば、この前と同じ資料でやらせていただきますという報告をさせてもらうかどうかという事は、改めて御相談させていただければと思います。そういう形の上での外向き発信手前の位置付けとして、12月に開催予定のマークをつけさせていただいています。こ

の場でこうやって再びご参集していただくかは、またご連絡させていただければという考えであります。

高柳会長

わかりました。他に何か御意見、御質問はございますか。よろしければ、これで御意見等なければ、この経営プラン案を承認いただいたという事でお願いしたいのですが。よろしいでしょうか。ありがとうございました。時間が超過して申し訳ありません。これを持ちまして閉じさせていただきたいと思えます。

司会

高柳会長ありがとうございました。皆様、真摯な御討議ありがとうございました。これにて終了させていただきます。